

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約事務取扱規程 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(一般競争入札の開札及び再度入札)</p> <p>第9条 一般競争入札の開札は、第5条第1項の規定により公告した入札の場所において開札しなければならない。この場合において、入札者から開札に立ち会いたい旨の申し出があったときは、<u>立ち合わせて行うものとし、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(一般競争入札の開札及び再度入札)</p> <p>第9条 一般競争入札の開札は、第5条第1項の規定により公告した入札の場所において開札しなければならない。この場合において、入札者から開札に立ち会いたい旨の申し出があったときは、<u>立ち合わせて行うものとし、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>・ 文言の整理</p>
<p>(総合評価制度による落札者の決定)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 契約権者は、<u>落札者決定基準を定めようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者(次項において「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>7 <u>契約権者は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述</u></p>	<p>(総合評価制度による落札者の決定)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 契約権者は、<u>総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>・ 地方自治法施行令第167条の10の2の改正(平成20年3月1日施行)を反映し、総合評価一般競争入札を行う場合の学識経験者からの意見聴取手続を簡素化する。</p>

新	旧	改正理由等
<p><u>べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p>(随意契約)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第<u>11項</u>に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第<u>27項</u>に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第<u>13項</u>に規定する就労移行支援又は同条第<u>14項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において</p>	<p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>(随意契約)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第<u>12項</u>に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第<u>21項</u>に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第<u>14項</u>に規定する就労移行支援又は同条第<u>15項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を次条に定める手続きにより</p>	<p>・ 文言の整理、条ずれの修正</p>

新	旧	改正理由等
<p>製作された物品を次条に定める手続きにより            買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支            援センター、障害福祉サービス事業を行う施            設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等            に関する法律（昭和46年法律第68号）<u>第37条第</u>  <u>1項</u>に規定するシルバー人材センター連合若            しくは同条第2項に規定するシルバー人材セ            ンターから次条に定める手続きにより役務の            提供を受ける契約又は<u>母子及び父子並びに寡</u>  <u>婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第6条第6            項に規定する<u>母子・父子福祉団体</u>が行う事業で            その事業に使用される者が主として同項に規            定する配偶者のない<u>者</u>で現に児童を扶養して            いる者及び同条<u>第4項</u>に規定する寡婦である            者に係る役務の提供を当該<u>母子・父子福祉団体</u>            から次条に定める手続により受ける契約をす            るとき。</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(随意契約の手続)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約を締結する<u>前</u>において、次に掲げる事            項を公表すること。</p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支            援センター、障害福祉サービス事業を行う施            設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等            に関する法律（昭和46年法律第68号）<u>第41条第</u>  <u>1項</u>に規定するシルバー人材センター連合若            しくは同条第2項に規定するシルバー人材セ            ンターから次条に定める手続きにより役務の            提供を受ける契約又は<u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭            和39年法律第129号）第6条第6項に規定する  <u>母子福祉団体</u>が行う事業でその事業に使用さ            れる者が主として同項に規定する配偶者のな            い<u>女子</u>で現に児童を扶養している者及び同条  <u>第3項</u>に規定する寡婦である者に係る役務の            提供を当該<u>母子福祉団体</u>から次条に定める手            続により受ける契約をするとき。</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(随意契約の手続)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約を締結する<u>全</u>において、次に掲げる事            項を公表すること。</p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>・ 文言の整理</p>

新	旧	改正理由等
<p>(3) (略)</p> <p>(見積書の徴取及び省略)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) <u>1人又は1会社でなければ履行できない契約</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(3) (略)</p> <p>(見積書の徴取及び省略)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) <u>1人又は1会社の専有する物品を購入しようとする契約</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>・比較見積が省略できる契約について、1者が専有する物品の購入契約を規定しているが、1者しか履行できない契約は、物品購入に限らず比較見積の必要は認められないため、「1人又は1会社でなければ履行できない契約」に改める。</p>

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程等の一部改正について

### 1 改正対象規程

- (1) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程
- (2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計実施規程
- (3) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約事務取扱規程

### 2 改正の趣旨

- (1) 会計規程
  - ・ 予算執行、収納等の事務の専決権者（財務部長、病院事務局長等）が職務を行うことができないときの代決について、規定を追加する。（第16条、第23条）
  - ・ その他規定の整理を行う。
- (2) 会計実施規程
  - ・ 前払できる経費のうち、翌年度以降の経費の前払ができる経費について、保険料等に限定しているところ、地方独立行政法人が従う企業会計原則では翌年度以降の経費の前払を制限する規定はないため、翌年度以降に係る経費の前払を原則として禁止する規定を削除する。（第14条第3項）
- (3) 契約事務取扱規程
  - ・ 比較見積が省略できる契約について、1者が専有する物品の購入契約を規定しているが、1者しか履行できない契約は、物品購入に限らず比較見積の必要は認められないため、「1人又は1会社でなければ履行できない契約」に改める。（第21条第2項）
  - ・ 地方自治法施行令の改正（平成20年3月1日施行）を反映し、総合評価一般競争入札を行う場合の学識経験者からの意見聴取手続を簡素化する。（第14条第6項）
  - ・ その他規定の整理を行う。

### 3 改正の内容

別紙新旧対照表のとおり

### 4 施行日

令和4年4月1日